

保存版

# 「環境共生都市なかつ」 をめざそう

## 事業系ごみ 減量ガイドブック (事業系一般廃棄物)

### 循環型社会へ向けて！

適正な3R(スリーアール)の推進により、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会の構築に取り組む。

**Reduce**  
(リデュース)

・発生抑制  
(ごみの減量)

**Reuse**  
(リユース)

・再使用  
(繰り返し使う)

**Recycle**  
(リサイクル)

・再資源化  
(資源として再利用)



#### — 目次 —

事業者の責務	1
事業系一般廃棄物とは	2
事業系ごみの種類と一廃・産廃の分類	3
中津市のごみ事情	5
事業系一般廃棄物の分別	6
「食品・生ごみ類」	7
「紙類」(リサイクルできない紙)	8
「古紙」(リサイクルできる紙)	8
「古布」(天然繊維でできた古布)	9
「木くず・枝木」	9
「刈り草・落ち葉」	10
「粗大ごみ」	10
「生活系一般廃棄物」の持込み	11
このごみは産廃？ 又は一廃？	13
一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧	14



# 中津市クリーンプラザ

# ■ 事業者の責務 ■

事業系廃棄物の処理責務は事業者にあります。

事業者は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第3条)」と「中津市廃棄物の処理及び再利用に関する条例(第4条)」において、事業活動に伴って生じた廃棄物を**自己責任で適正に処理**すること及び減量に努めることが義務付けられています。

さらに、法第3条第3項の規定では、廃棄物の減量や適正処理において、**国及び地方公共団体の施策に協力**することが定められています。

自己処理  
責任

3Rの  
推進

市施策  
への協力

## 事業者とは？



病院



旅館



商店・飲食店



学校



官公署

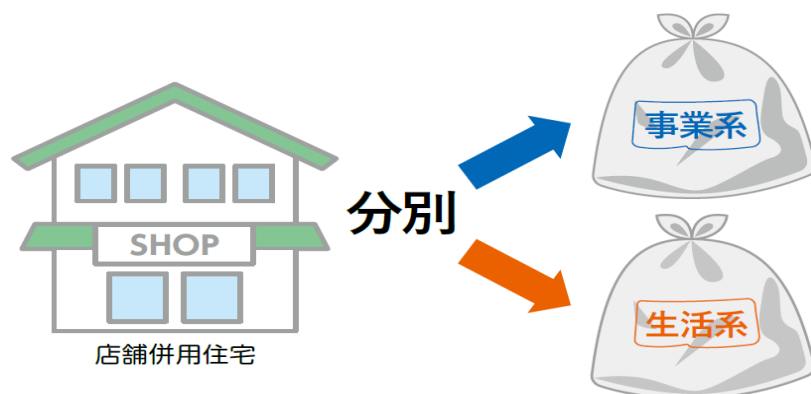


工場

事業所(個人営業も含む)・商店・飲食店・工場・ホテル等の営利を目的として事業を営む者だけでなく、病院・学校・官公署・社会福祉施設等公共サービス等を営む者も含まれます。

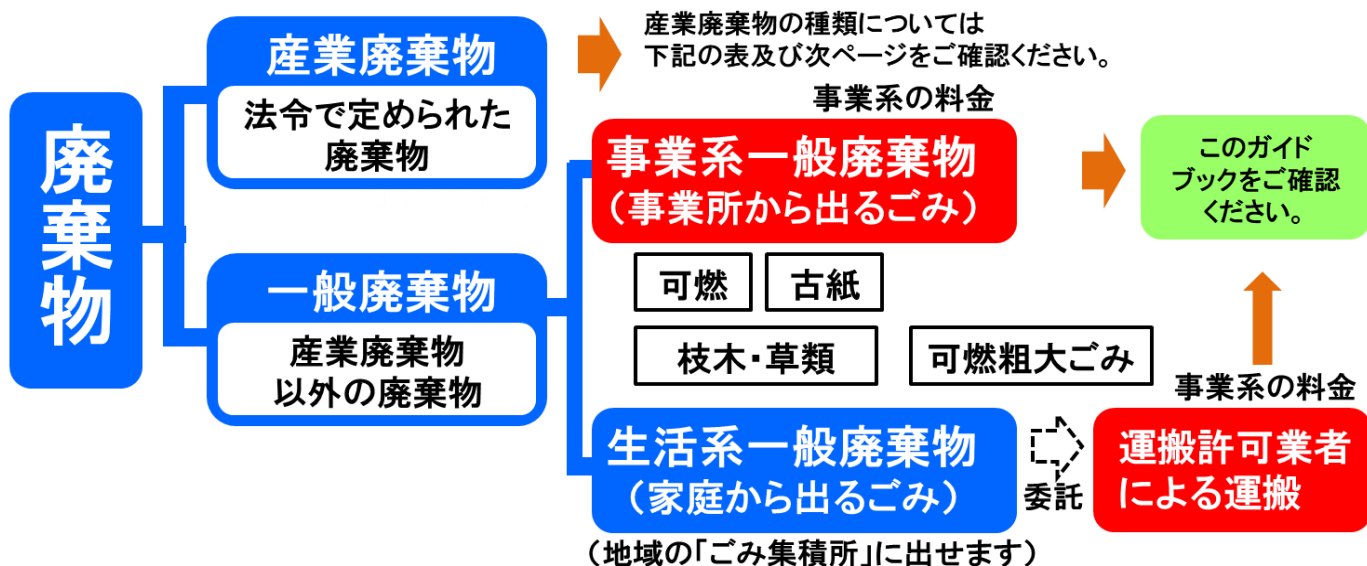
## 店舗併用住宅 ～自宅に店舗や事務所がある場合～

- 家庭から発生する生活系ごみと、事業活動から発生する事業系ごみに分別してください。
- 生活系ごみは市で収集しますので、地域の「ごみ集積所」へ出してください。  
事業系ごみは市で収集しませんので、事業者自らが処理してください。



# ■ 事業系一般廃棄物とは ■

廃棄物のうち、**産業廃棄物以外を一般廃棄物といい、そのうち、事業活動に伴って生じた廃棄物が事業系一般廃棄物**です。事業系一般廃棄物の持込みは、事業系の料金が発生します。また、生活系一般廃棄物を収集運搬許可業者が業として運搬する場合も、事業系の料金が発生します。



**事業活動**とは会社や工場などの事業所のほか、学校や官公署などの公共機関や、NPO(非営利団体)、宗教法人、個人商店など、家庭以外で行われるすべての活動を指します。

## 産業廃棄物の種類表

### あらゆる事業活動に伴う産業廃棄物

- ①燃え殻 ②汚泥 ③廃油 ④廃酸 ⑤廃アルカリ ⑥廃プラスチック類 ⑦ゴムくず  
⑧金属くず ⑨ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ⑩鉱さい ⑪がれき類  
⑫ばいじん

### 特定の事業活動等に伴う産業廃棄物

- ⑬紙くず（建設業、出版業、新聞業、製本業、印刷加工業、パルプ製造業など）  
⑭木くず（建設業、木材木製品製造業、木材卸売業、パルプ製造業など）  
⑮繊維くず（建設業、衣服その他の繊維製品製造業以外の繊維工業など）  
⑯動植物性残さ（食料品、医薬品、香料製造業） ⑰動物系固形不要物（と畜、食鳥処理場）  
⑱動物のふん尿（畜産農業（フリダ-含む）） ⑲動物の死体（畜産農業（フリダ-含む））

⑳産業廃棄物処理物（①から⑱の産業廃棄物を処分するために処理したもの）

㉑輸入された廃棄物（輸入された①から⑳の廃棄物）

産業廃棄物の運搬・処分業者については、以下の機関へ問い合わせしてください。

- ①大分県産業資源循環協会（☎097-503-0350） ②大分県北部保健所衛生課（☎0979-22-2210）

# ■ 事業系ごみの種類と一廃・産廃の分類 ■

ごみ区分	ごみの種類または内容	主な排出事業所	一廃	産廃
紙くず	包装材、ダンボール、壁紙等	建設業： 工作物の新築、改築、造成、除去に伴うもの 農業（出荷用のダンボール）		○
	パルプ、紙、紙加工品、板紙、書籍等	パルプ・紙製造業、紙加工品製造業、 新聞業、製本業等	○	○
	雑誌、新聞紙、事務用印刷紙、 カタログ、梱包紙、ダンボール等	会社事務所、スーパー、飲食店等	○	
木くず	型枠、足場材、建具工事等の残材、 伐根・伐採材、水道解体材等	建設業： 工作物の新築、改築、造成、除去に伴うもの		○
	残材、チップ、おがくず等	製材業、木製品製造業、パルプ製造業、 家具製造業等		○
	木製机、テーブル、いす、梱包材、 板きれ、看板等	会社事務所、飲食店、看板店等 物品賃貸業に係る廃木製品	○	○
	木製電柱、木製電線ドラム等	電気工事業		○
	測量杭、測定ポール	測量業	○	
	街路樹剪定木、庭木剪定木、刈草	造園業、園芸サービス業	○	
	河川・道路管理等に伴う流木、 木ぎれ、刈草	国・県・市等管理者	○	
	間伐材	育林業	○	
	木製とプラの椅子等一体物	全事業所		○
	木製パレット（パレットに固定された 木製の構築物を含む）	全事業所		○
繊維くず	廃ウェス、縄、ロープ類、 畳等の天然繊維	建設業： 工作物の新築、改築、造成、除去に伴うもの		○
	木綿くず、糸くず、羊毛くず等 の天然繊維	製糸業、紡績業等		○
	繊維くず	繊維製品製造業	○	
	布製の衣類、布団、 座布団等（プラを除く）	百貨店、スーパー、寝具店等	○	
動植物性残さ	魚・獣の骨、内臓のあら、野菜くず、 酒かす、麺くず、ハムくず、パンくず等	食料品製造業、パン・菓子製造業、 めん類製造業、穀類・精粉業、 豆腐製造業等 卸売市場、飲食店、スーパー、小売店等		○
	賞味期限切れの製品くず	同上	○	
動物系固形 不要物	家畜の解体等により生ずる骨等の残さ	と畜場、食鳥処理場		○
	食肉の骨等の残さ	精肉店、飲食店、ホテル等	○	
動物のふん尿	牛、馬、豚、鶏、ウサギ等及び毛皮獣等 のふん尿	酪農業、肉用牛生産業、養豚業、養鶏業等		○
	ペット等のふん尿	ペットショップ、犬猫病院等	○	
動物の死体	牛、馬、豚、鶏、ウサギ等及び毛皮獣等 のふん尿	酪農業、肉用牛生産業、養豚業、養鶏業等		○
	ペット等の死体	ペットショップ、犬猫病院等	○	

ごみ区分	ごみの種類または内容	主な排出事業所	一廃	産廃
燃え殻	木炭、重油、石炭がらなどの燃焼物の焼却灰、炉清掃排出物（すず）等	全事業所 （浴場、焼肉店、事務所等）		○
	産業廃棄物の木くずやカンナくず等を焼却した際の燃えがら、灰	建設業、製材業、木製品製造業等		○
汚泥	工場廃水処理や各種製造工程で生ずる泥状物、道路側溝等の泥状物	全事業所 （工場、飲食店、旅館、国、県、市等）		○
廃油	エンジン油などの鉱物性油、天ぷら油などの動植物性油、溶剤等	全事業所 （ガソリンスタンド、飲食店、塗装業等）		○
廃酸	酸性の廃液を含むもので、写真定着液、アルコール発酵廃液等	全事業所 （写真現像所、食品製造業等）		○
廃アルカリ	アルカリ性の廃液を含むもので、写真現像液、自動車用不凍液等	全事業所		○
廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成ゴムくず等合成高分子化合物を含むもので、タイヤ、塗料かす、ビニール袋、農業用ビニール、発砲包装材、発砲トレー等	全事業所		○
	農業用マルチ、出荷用選別かご等 従業員が事業所で飲食した弁当がらなどのプラ容器、ペットボトルなど	会社、事業所等		○
ゴムくず	天然ゴムくずであって、天然ゴム製手袋・長靴等、天然ゴム製器具等	全事業所		○
金属くず	鉄、ブリキ、トタン、銅線、アルミサッシ、番線、ボルト、金属なべ、金属缶など	全事業所		○
	従業員が事業所で消費した後、排出した物（飲料缶などの金属容器、金属製品等）	会社、事業所等		○
ガラスくず、 コンクリートくず、 陶磁器くず	ガラス、陶磁器、ガラス繊維、モルタル、タイル、瓦、石膏ボード等	全事業所		○
	従業員が事業所で消費した後、排出した物（びんなどのガラス製容器）	会社、事業所等		○
鉱さい	高炉、転炉等の残さい、不良鉱石、不良石炭、粉炭かす等	高炉による製鉄業、製鋼、製鋼圧延業等		○
がれき類	工作物の除去に伴い生じるものでコンクリートの破片、レンガの破片等	全事業所		○
ばいじん	大気汚染防止法に規定するばい煙発生施設等で発生し、集じん施設で集められたもの	ばい煙発生施設		○
輸入廃棄物	輸入された廃棄物	全事業所		○
産業廃棄物を処分するために処理したもので、以上の廃棄物に該当しないもの	有害汚泥のコンクリート固形物 焼却灰の熔融固形化物 等	廃棄物処理施設		○

※それぞれの「ごみ区分」毎に処理が違うので、「ごみ区分」毎の分別をお願いします。

## 産業廃棄物

※処理については、マニフェスト（産業廃棄物管理票）の交付や書面による契約等が必要です。

※くわしい分別やリサイクルの方法について、処理業者と事前に確認をしましょう。

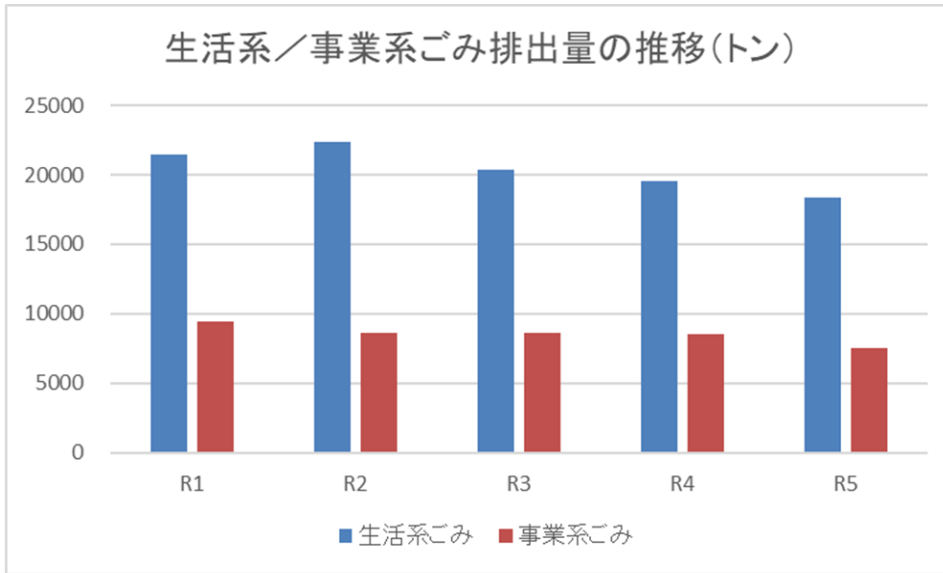
## 事業系一般廃棄物

※中津市クリーンプラザへの持込み 又は 一般廃棄物処分業許可業者に委託してください。

※中津市クリーンプラザへの持込みには、一部の制限があります。

# ■ 中津市のごみ事情 ■

中津市のごみ事情として、ごみの排出量としては、以下の推移となっています。



【令和5年度の実績】

- 全体で、約25,900トン
- ・生活系ごみは、約18,400トン
- ・事業系ごみは、約7,500トン

※生活系ごみには、古紙(団体回収分)を含みます。

※ここで言う事業系ごみは、事業系の料金を頂いたごみを示し、収集運搬許可業者による生活系一般廃棄物の運搬分も含まれています。

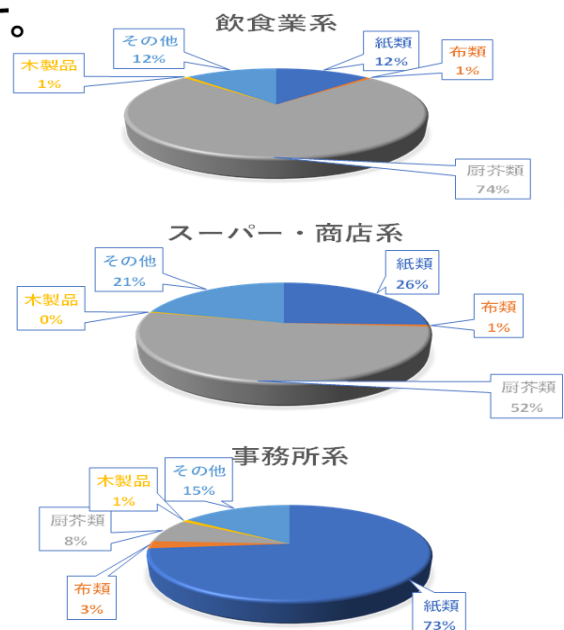
■「生活系ごみ」と「事業系ごみ」の比率は、71%:29%であり、全国平均の比率相当です。

■「生活系ごみ」及び「事業系ごみ」は、ここ2・3年は多少ではあるが減少傾向にあります。

## 事業系ごみの内訳

令和5年度に事業系ごみの組成分析を実施しました。各事業所の事業内容によって特色があります。

項目	飲食業系	スーパー・商店系	事務所系
紙類	12.3	25.6	73.5
布類	0.6	0.6	2.5
厨芥類	74.6	52.5	7.9
木製品	0.7	0.3	0.9
その他	11.8	21.0	15.2
計	100.0	100.0	100.0



■飲食業・スーパー・商店系では、厨芥類のごみが多い。

(厨芥類:料理くず・野菜くず・食べ残しくず等の生ごみ)

■事務所系は、紙類のごみが多い。

■その他は、廃プラ・ゴム系・繊維くずなどの産業廃棄物相当が含まれています。

減量・再資源化に向けて、適正な分別が必要です。

# ■ 事業系一般廃棄物の分別 ■

食品・ 生ごみ等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品製造業などの業種から発生する食品廃棄物は産業廃棄物です。</li> <li>・食品関連事業者は、食品リサイクル法に基づき減量・リサイクルに取り組むよう努めてください。</li> </ul>	一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を委託するか、自ら中津市クリーンプラザに自己搬入してください。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品の売れ残り</li> <li>・料理の食べ残り</li> <li>・飲食店の厨房などから出る料理くずなど</li> </ul>	
	小売店等で売れ残った賞味期限・消費期限内の食品や、余剰食品	フードバンクへの寄付をご検討ください。
紙類 〔リサイクル できない紙〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業、製紙業、紙加工製造業、出版業などの業種から発生する紙くずは産業廃棄物です。</li> </ul>	一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を委託するか、自ら中津市クリーンプラザに自己搬入してください。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食品や油の付いた紙</li> <li>・使用済みのティッシュ</li> <li>・カーボン紙等のリサイクルできない紙など</li> </ul>	
古紙 リサイクル できる紙 〔〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業、製紙業、紙加工製造業、出版業などの業種から発生する紙くずは産業廃棄物です。</li> <li>・リサイクルできる古紙は、中津市クリーンプラザに持込むことができません。</li> </ul>	古紙業者、又は一般廃棄物収集運搬許可業者に回収を依頼してください。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・段ボール、新聞紙、雑誌類、カタログ、チラシ、雑がみ、など</li> </ul>	
古布 天然繊維で 出来た古布 〔〕	<ul style="list-style-type: none"> <li>・化学繊維製品(ナイロン・アクリル・ポリエステル等の合成繊維)は産業廃棄物(廃プラスチック類)です。</li> <li>・建設業、繊維工場などの業種から発生する古布(天然繊維くず)は産業廃棄物です。</li> </ul>	一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を委託するか、自ら中津市クリーンプラザに自己搬入してください。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天然繊維(羊毛、木綿、麻等)で出来た古布</li> </ul>	
木くず、枝木	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業、木材製造業、木製品製造業などの業種から発生する木くずは産業廃棄物です。</li> <li>・木くず、枝木は、中津市クリーンプラザに持込むことができません。</li> </ul>	一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を委託するか、自らリサイクル業者に自己搬入してください。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者から排出される 木くず、剪定枝木 など</li> </ul>	
刈り草・落ち葉	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者(造園業等)からの刈り草・落ち葉などを対象とします。</li> <li>・事業所の敷地内から発生する刈り草・落ち葉なども対象となります。</li> <li>・刈り草、落ち葉などは、中津市クリーンプラザに持込むことができません。</li> </ul>	一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を委託するか、自らリサイクル業者に自己搬入してください。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者から排出される</li> <li>・事業所敷地の刈り草、落ち葉など</li> <li>・事業として実施した刈り草、落ち葉など</li> <li>・農業における畑の刈り草など</li> </ul>	
粗大ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・古布、木くず等で産業廃棄物に該当しない粗大ごみを対象にします。</li> <li>・一部でも金属やプラスチックが含まれると産業廃棄物となります。</li> </ul>	一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を委託するか、自ら中津市クリーンプラザに自己搬入してください。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木製品のタンス・椅子 など</li> <li>・化学繊維が含まれない布団・畳<sup>※</sup> など (特に畳の素材には注意・確認してください)</li> </ul>	
※畳の中津市クリーンプラザへの持込みは、10枚までの制限があります。		
生活系 一般廃棄物 (家庭から出た廃 棄物)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者が「生活系一般廃棄物」を運搬できるのは、中津市の一般廃棄物収集運搬許可業者に限ります。</li> <li>・持込みには、「生活系一般廃棄物」であることの申請<sup>※</sup>が必要です。</li> <li>・産業廃棄物、処理困難物の持込みはできません。</li> </ul>	一般廃棄物収集運搬許可業者に処理を委託してください。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活系一般廃棄物(家庭から出る廃棄物)の運搬きちんと分別をお願い致します。</li> <li>・「燃やすごみ」 ・「燃えないごみ」 ・「資源プラ」</li> <li>・「びん・缶」 ・「ペットボトル」 ・「古紙・古布・雑がみ」</li> <li>・「有害ごみ」 ・「粗大ごみ」</li> </ul>	

※申請は、生活系ごみであることの出所を確認するものです。

# ■「食品・生ごみ類」の分け方・出し方 ■

※食料品・医薬品製造業等で、原料として使用した動植物性の残さは産業廃棄物として処理してください。

※「食品ロス」を無くすため、食品の仕入れや仕込みは計画的に行いましょう。

※可能な限り、堆肥化・資源化をご検討ください。



- ・食品の売れ残り
- ・料理の食べ残し
- ・飲食店の厨房などから出る料理くずなど

自己搬入

許可業者

処理施設

- 再資源化事業者(①)
- 中津市クリーンプラザ(②、③)



- ・賞味期限／消費期限内の売れ残った食品
- ・余剰食品、規格外商品など

寄附

処理施設

- フードバンクの活用(④)

## 処理方法

①「食品・生ごみ類」の資源化は、一般廃棄物収集運搬業許可業者に相談ください。

②中津市クリーンプラザに自己搬入が可能です。(有料)

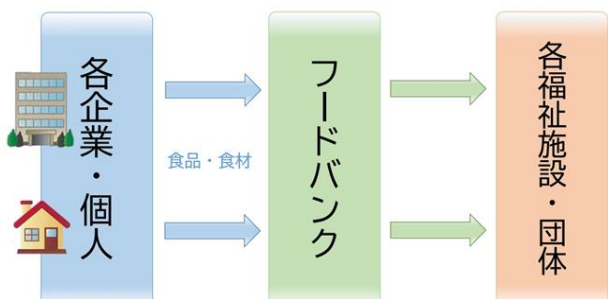
- ・ごみは水切りを徹底してください。
- ・プラスチック・ビニール類は入れないでください。

③一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を委託する。

④「賞味期限／消費期限内の食品」は、フードバンクへの寄付をご検討ください。

(フードバンクおおいた ☎097-558-3373)

※フードバンクは、食料品の廃棄ロスを少なくする「もったいない」の活動です。流通できなくなった食料品を企業などから寄付を受けて、生活にお困りの方などにお渡しするものです。

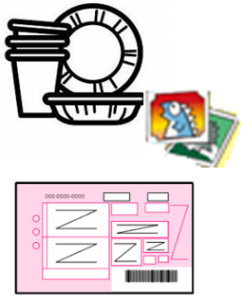


フードバンク活動の関係図 (食品・食材の流れ)

## ■ 「紙類」(リサイクルできない紙)の分け方・出し方 ■

※リサイクルできない紙が対象です。

※建設業、製紙業、紙加工製造業、出版業などの業種から発生する紙くずは産業廃棄物です。



リサイクルできない紙

- ・防水加工された紙
- ・圧着はがき、感熱紙
- ・カーボン紙、写真
- ・汚れた紙、ティッシュくずなど

自己搬入

許可業者

処理施設

- 中津市クリーンプラザ(①、②)

処理方法

① 中津市クリーンプラザに自己搬入が可能です。(有料)

② 一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を委託する。

## ■ 「古紙」(リサイクルできる紙)の分け方・出し方 ■

※リサイクルできる古紙が対象です。

※建設業、製紙業、紙加工製造業、出版業などの業種から発生する紙くずは産業廃棄物です。

※リサイクルできる古紙は、中津市クリーンプラザに持込むことができません。



リサイクルできる古紙

- ・新聞、雑誌、書類
- ・パンフレット、段ボール
- ・チラシ、封筒、コピー紙
- ・シュレッターくず など

自己搬入

許可業者

処理施設

- 古紙回収業者(①、②)
- 古紙エコステーション(③)

注意

・シュレッターくずは、シュレッターくずのみを透明袋に入れて出してください。

処理方法

①② 中津市指定の古紙回収業者に自己搬入または、一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を委託する。

③ 少量の場合は、中津市にある古紙エコステーションに自己搬入する。

※中津市の古紙回収業者(一般廃棄物処分業者)

平山産業(株) ☎43-5570, 43-5530

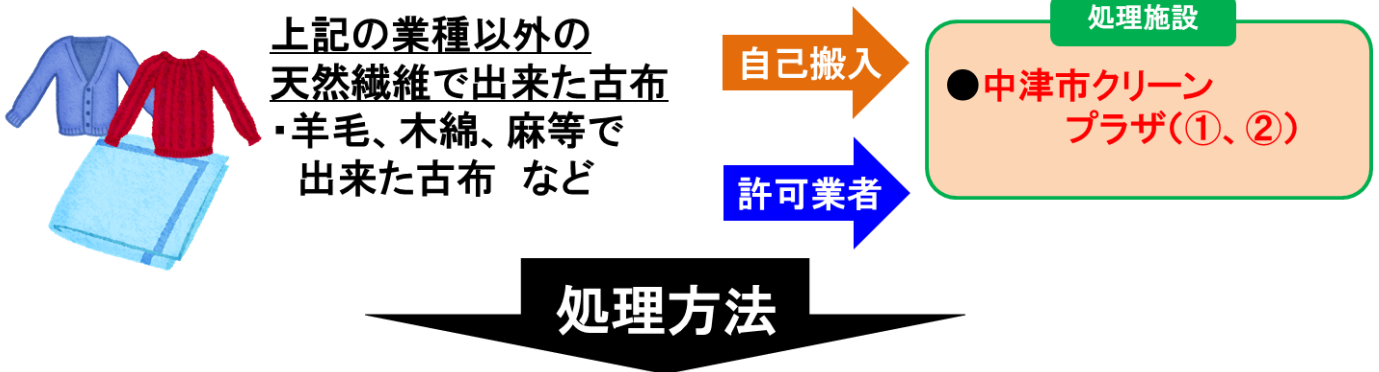
中津ゆうび(有) ☎32-9455

(有)恵上商店 ☎32-8116

## ■「古布」(天然繊維で出来た古布)の分け方・出し方 ■

※化学繊維製品(ナイロン・アクリル・ポリエステル等の合成繊維)は産業廃棄物(廃プラスチック類)です。

※建設業、繊維工場などの業種から発生する古布(天然繊維くず)は産業廃棄物です。



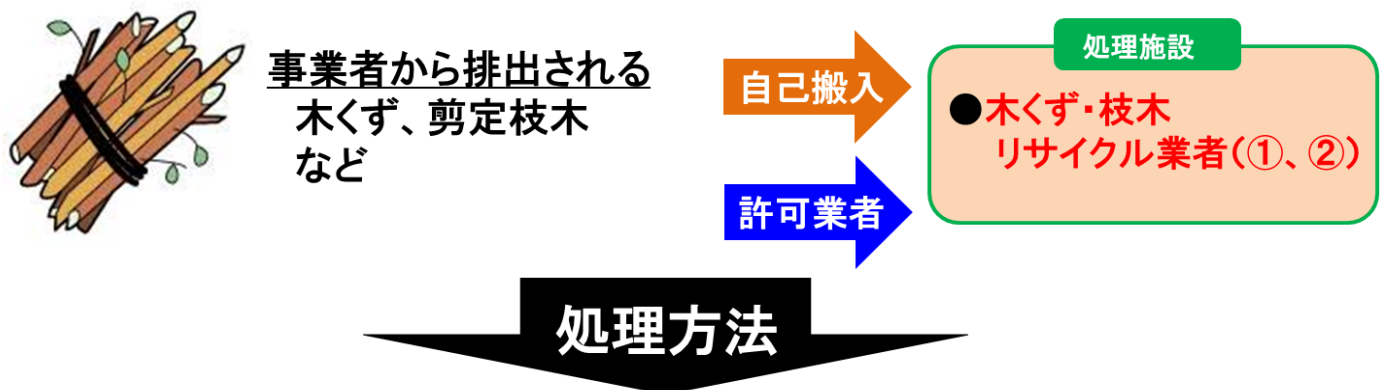
①中津市クリーンプラザに自己搬入が可能です。(有料)

②一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を委託する。

## ■「木くず・枝木」の分け方・出し方 ■

※建設業、木材製造業、木製品製造業などの業種から発生する木くずは産業廃棄物です。

※木くず・枝木は、中津市クリーンプラザに持込むことができません。

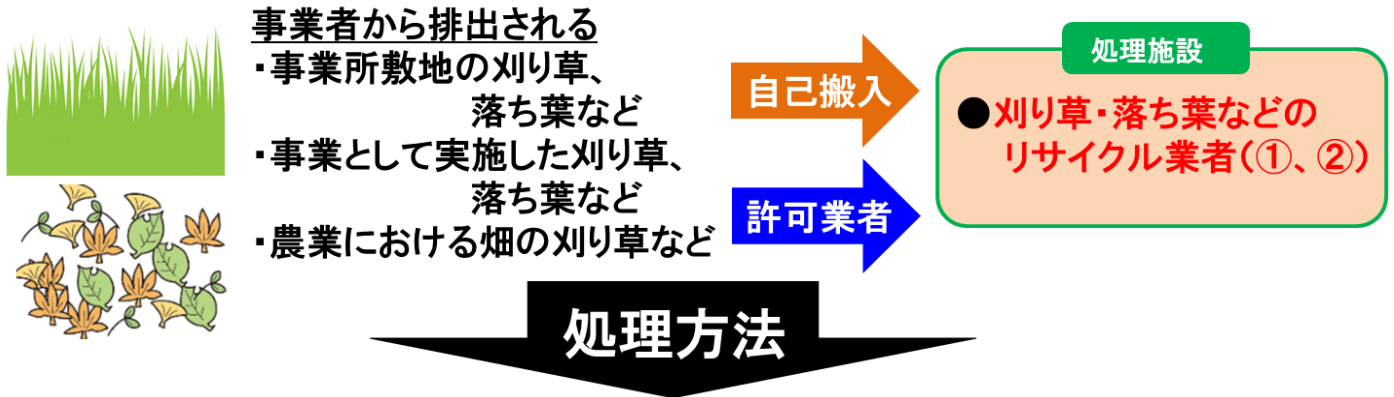


①②中津市指定のリサイクル業者に自己搬入または、一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を委託する。

※中津市の木くず・枝木リサイクル業者(一般廃棄物処分業許可業者)  
平山産業(株) ☎43-5570, 43-5530  
中津ゆうび(有) ☎32-9455

## ■「刈り草・落ち葉」の分け方・出し方 ■

- ※事業者(造園業等)からの刈り草・落ち葉などを対象とします。
- ※事業所の敷地内から発生する刈り草・落ち葉なども対象となります。
- ※刈り草、落ち葉などは、中津市クリーンプラザに持込むことができません。

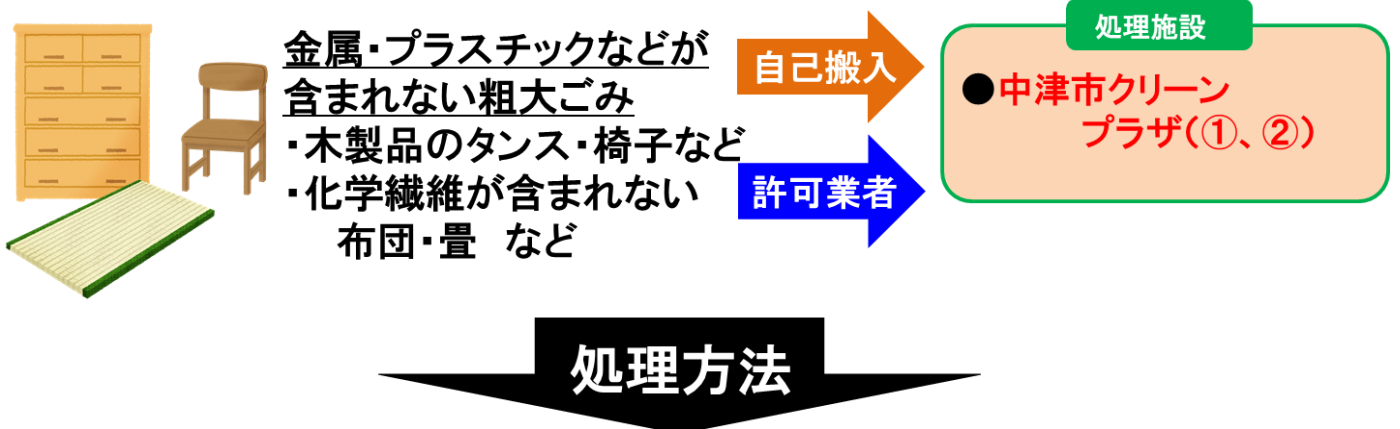


①②中津市指定のリサイクル業者に自己搬入または、一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を委託する。

※中津市の刈り草・落ち葉などのリサイクル業者(一般廃棄物処分業許可業者)  
平山産業(株) ☎43-5570, 43-5530  
中津ゆうび(有) ☎32-9455

## ■「粗大ごみ」の分け方・出し方 ■

- ※古布、木くず等で産業廃棄物に該当しない粗大ごみを対象にします。
- ※一部でも金属やプラスチック等が含まれると産業廃棄物となります。



①中津市クリーンプラザに自己搬入が可能です。(有料)

②一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を委託する。

## ■「生活系一般廃棄物」の持込み■

※事業者が「生活系一般廃棄物」を運搬できるのは、中津市の一般廃棄物収集運搬許可業者に限ります。

※持込みには、「生活系一般廃棄物」であることの申請が必要です。

※産業廃棄物、処理困難物の持込みはできません。

※「生活系一般廃棄物」ですが、許可業者からの持込みのため事業系の料金が発生します。



### 生活系一般廃棄物

- ・「燃やすごみ」・「燃えないごみ」
- ・「びん・缶」・「資源プラ」
- ・「ペットボトル」・「有害ごみ」
- ・「古紙・古布・雑がみ」
- ・「粗大ごみ」・「小型家電」

※ごみの分別をしてください。  
分別されていない場合は、  
持込むことができません。

許可業者

処理施設

●中津市クリーン  
プラザ(①)

※「粗大ごみ」は解体が必要  
なものがあります。

- ・ソファー ・仏壇
- ・スプリングマット など

(注)  
申請が必要です。

## 処理方法

①一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を委託する。

事例：一般家庭の「生活系一般廃棄物」を収集運搬業許可業者に委託された場合



委託



※申請が必要

許可業者

処理施設

●中津市クリーンプラザ

## 「生活系一般廃棄物」の持込み申請書

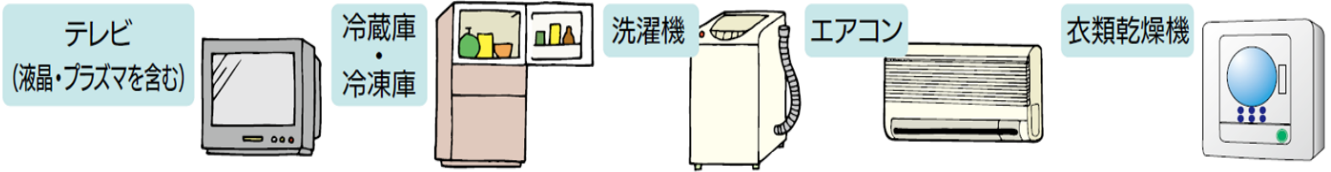
■事業者が「生活系一般廃棄物」を持込む場合は、申請書が必要です。  
申請書は、以下のホームページに掲載していますので、ダウンロードして  
ご使用してください。

申請書のあるホームページ ⇒



# 「生活系一般廃棄物」であっても持込めないごみがあります。

## ■家電リサイクル法対象品は持込めません。



## ■パソコン本体・ディスプレイは持込めません。(資源有効利用促進法による)

## ■産業廃棄物、中津市指定の適正処理困難物は持込めません。

<b>タイヤ</b> <small>※運搬用一輪車のタイヤも含む。</small> 	<b>バッテリー</b> 	<b>オイル</b> 	<b>バイク</b> <small>その他バイク部品含む</small> 	<b>ボウリングの球</b> 	<b>消火器</b> 	<b>ガスボンベ</b> 	<b>ピアノ</b> 	<b>注射器</b> 	<b>つけもの石</b> 
<b>ブロック・コンクリート・かわら・スレート・石膏ボード・土砂などの建築廃材等</b> <small>波板、木材、塩ビ管など含む</small>	<b>木の根・太さ15cm以上の幹</b> 	<b>太陽光・ソーラーパネル</b> 	<b>農薬・劇薬などの薬物・塗料</b> 	<b>焼却灰</b> <small>使用済みの木炭・練炭・炭を含む</small> 	<b>ドラム缶</b> 	<b>大型動物の死体</b> <small>例) 鹿、猪、など</small>			
<b>漁具</b> <small>船解体、網、うき、機材 など</small> 	<b>農機具・ビニールハウス・あぜシート・苗箱</b> 	<b>建具関係(建築構造物の一部とみなされるもの)</b> <small>ドア・板戸、ガラス窓・戸、アルミサッシ戸、ふすま障子戸、網戸、流し台、洗面台、風呂釜・浴槽、ボイラー、便器本体、煙突、とい、垣根、土壌 など</small>	<b>店舗・事業所から出る産業廃棄物</b> <small>例) びん、缶、ペットボトル、プラスチック製品、金属類、ガラス・陶磁器類、など</small>						
<b>冷媒入りの機器</b> <small>・冷媒入りの機器は、処理困難物です。機器に記載している仕様を確認してください。 例) 冷水機、製氷機、除湿機、冷風機、空気清浄機などは、仕様を確認してください。</small>	<b>エンジン付き・オイル付の機器</b> <small>・エンジン付き、オイル付の機器は、処理困難物です。 例) 草刈機本体、チェーンソー、芝刈り機本体、オイルヒータ など</small>	<b>店舗・事業所から出るリサイクル可能な紙類</b> <small>例) 雑誌、新聞、段ボール書類、パンフレット、ハガキ、など</small>	<b>事業所・造園業者から出る剪定枝木・竹・草類</b> <small>例) 事業所内の刈り草業者による剪定枝木農家の畑から出る草など</small>						

## ■条件付きのごみ

★畳は、最大10枚/日までです。

★ソファ類、スプリングマット類、仏壇類は、解体して持込んでください。

## ■ このごみは産廃？ 又は一廃？ ■

Q1: 従業員が事務所で昼食を取り、不要となったプラスチック製の弁当・飲料容器があるが、一般廃棄物として処理して良いか？

A1: **だめです**。従業員の事務所内での活動であり、事業活動と密接不可避な関係にあることから、「廃プラスチック類」に相当し、産業廃棄物と言う扱いになります。**産業廃棄物として適正に処理してください。**

以上の適用は、事務所・店舗・作業場等で使用された事務用具や乾電池・蛍光管・消火器等も同様です。

注意) 本件は、各自治体の判断により違ってくる場合がありますが、中津市の場合は、上記の内容で処理して頂くことになります。

Q2: スーパー・コンビニ等の店頭で設置されているごみ回収ボックスに投入されたごみは、その購入者が排出した一般廃棄物になりますか？

A2: 本来は購入者による(市民としての)消費活動に伴って生じたもので一般廃棄物となりますが、回収ボックスの設置は、商品販売活動(事業活動)の一環として行う付随的活動と認められることから産業廃棄物の適用となります。

そのため、「可燃ごみ」相当は、**事業系一般廃棄物として取り扱いますが、「ペットボトル」や「びん・缶」等は、廃プラやガラスくず・金属くず等に属して、産業廃棄物となります。**

注意) 本件は、各自治体の判断により違ってくる場合がありますが、中津市の場合は、上記の内容で処理して頂くことになります。

Q3: アパート・マンションの管理会社が、駐輪場を整理して不要となった自転車は、一般廃棄物になりますか？

A3: 駐輪場の整理は、駐輪場の維持管理活動であり事業活動の一環として考えられるため、**自転車(金属くずに相当)は、産業廃棄物の適用となります。**

駐輪場以外に、**空き部屋となった部屋の整理やごみ集積所の整理**などから排出される廃プラやガラス・金属くず等は、産業廃棄物となります。

Q4: お店で使用していたテーブルと椅子があるのですが、これを分別して木製だけにすれば、事業系一般廃棄物になりますか？

A4: 廃プラ・金属部分を取り除いて、**木製部分のみにすれば事業系一般廃棄物**となります。

## ■ 一般廃棄物収集運搬業許可業者一覧 ■

※自己搬入出来ない場合は、下記の収集運搬業許可業者に委託してください。

●一般廃棄物収集運搬業許可業者(順不同)

(2025年8月現在)

事業所名	住所	電話番号	廃棄物の種類
平山産業(株)	中津市三光下秣310番地1	43-5570 43-5530	可燃・不燃・資源・粗大
中津ゆうび(有)	中津市大字植野906番地1	32-9455	可燃・不燃・資源・粗大
(有)恵上商店	中津市大字福島1617番地1	32-8116	可燃・不燃・資源・粗大
(有)エス・イー・サービス	中津市大字上池永682番地6	23-3090	可燃・不燃・資源・粗大
(株)松山商会	中津市1572番地(古博多町)	22-2878	可燃・不燃・資源・粗大・汚泥
(有)宇佐興産	宇佐市大字四日市1021番地1	0978 32-0065	可燃・不燃・資源・粗大
(公)中津市シルバー人材センター	中津市大字蛸瀬1366番地3	24-4567	可燃・不燃・資源・粗大
(株)プロメンテ九州	中津市豊田町4番地7	53-9199	可燃・不燃・資源・粗大
(株)ハタバコンビニエントサービス	中津市大字定留2116番地3	33-7091	可燃・不燃・資源・粗大
共栄九州(株)	宇佐市大字西大堀840番地1	0978 38-4151	可燃・不燃・資源・粗大
築上金属(有)	中津市丸山町30番地1	24-5402	可燃・不燃・資源・粗大
(有)豊洋	中津市大字上池永137番地5	24-7341	可燃・不燃・資源・粗大・汚泥
(株)環境整備産業	大分市大字下郡3260-10(本社) 中津市大字永添2646-11(中津支店)	097-569-0854 0979-64-8008	可燃・不燃・資源・粗大
久恒金属	中津市大字上宮永41番地5	25-1967	可燃・不燃・資源・粗大
友松産業(有)	中津市大字定留816番地1	32-3440	可燃・不燃・資源・粗大
(株)中津急行	中津市大字田尻崎7番地1	32-5555	可燃・不燃・資源・粗大
(有)古梶組	中津市大字大悟法796番地6	32-5801	可燃・不燃・資源・粗大
栄大プラントサービス(株)	中津市大字万田18番地4	22-2805	可燃・不燃・資源・粗大
田島商店	築上郡吉富町大字広津256番地3	23-0762	可燃・不燃・資源・粗大
(有)アドバンテージ物流サービス	中津市大字宮夫182番地	26-0789	可燃・不燃・資源・粗大
(株)エス・クリーンアップ	中津市三光諫山1286番地2	27-7755	可燃・不燃・資源・粗大
(有)下毛浄化槽管理センター	中津市耶馬溪町大字中畑306番地	54-2576	家庭用グリストラップ汚泥
(有)寿浄化槽センター	中津市大字永添1150番地1	24-0755	土砂・側溝汚泥

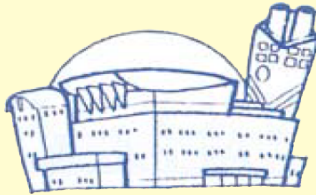
**許可を受けていない業者には、  
ごみの運搬や処分を委託できません。**

廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合は、市の許可を受けた業者など、法令で決められた者に委託しなければなりません。

これに違反した場合は、5年以下の懲役若しくは、1,000万円以下の罰金又はその両方が科せられます。

# 中津市クリーンプラザ

(ごみ清掃工場)



中津市では「環境共生都市なかつ」の実現に向けて、ごみ減量・再資源化を推進しています。  
中津市クリーンプラザは、ごみを法律で定められた適正な方法により、焼却処理をしています。  
これにより周辺の環境に対して十分な配慮を行っています。

インターネットでも情報を発信しています。

中津市クリーンプラザ

検索



ホームページ

<http://www.city-nakatsu.jp/>



## 事業者として 出来ること

- 小売店では
  - ・簡易包装の推進
  - ・リユース容器の販売
  - ・減量容器や詰替容器の販売
  - ・食品トレーなしの販売や量り売り販売
  - ・マイボトルやマイ容器の利用推進
- 食品廃棄物
  - ・計画的な仕入調整
  - ・賞味期限が迫った商品の値下げ販売や加工販売
  - ・フードバンクの活用
  - ・食品リサイクル処理

## 組織で分別の徹底・減量計画 一人ひとりが心がけて実践しよう！

### ■体制づくり

責任者の責任や、部署ごとの推薦者を決め組織内の体制を整えましょう。

### ■現状把握

現状のごみの量と種類を把握。問題点を洗い出しましょう。

### ■減量計画

現状把握を基に、分別やごみの減量がどうすればできるか計画をたてましょう。

### ■実行

各部署において、一人ひとりがごみについて意識して分別や減量に取り組みましょう。全員参加！

## 事業系ごみ減量ガイドブック

(事業系一般廃棄物)

【発行】令和6年2月発行 (V1.5)

【改訂】令和7年11月改訂 (V1.9)

〒871-0007

大分県中津市大字蛸瀬1366番地3  
中津市クリーンプラザ

☎0979-24-8527  
0979-24-5374

